

国道４３号沿道環境改善 に向けた社会実験協議会
資 料 配 布

配布日時	平成１８年　３月１０日 １４：００
------	----------------------

件 名	「国道４３号沿道環境改善に向けた社会実験協議会」 第１回協議会の開催結果（概要）について
-----	---

概 要	本日、「国道４３号沿道環境改善に向けた社会実験協議会」を設立し、 第１回協議会を開催しましたので、その概要をお知らせします。
-----	---

取 り 扱 い	テレビ・ラジオ：
	新 聞：

配 布 場 所	近畿建設記者クラブ　大手前記者クラブ 大阪府政記者会　大阪市政記者クラブ　兵庫県政記者クラブ -----
---------	--

問い合わせ先	国土交通省　近畿地方整備局 道路部　計画調整課長　橋本　拓己 電話：０６－６９４２－１１４１（内線４３１１） ０６－６９４７－７４４０（直通）
--------	--

「国道４３号沿道環境改善に向けた社会実験協議会」 第１回協議会の開催結果（概要）について

平成１８年３月１０日
国道４３号沿道環境改善
に向けた社会実験協議会

標記について、本日、「国道４３号沿道環境改善に向けた社会実験協議会」の第１回協議会を開催しましたので、その概要をお知らせいたします。

記

１．日 時 平成１８年３月１０日（金）１０：００～１１：００

２．実施場所 近畿地方整備局新館３階Ｂ会議室

３．決定事項等

（１）協議会の設立について

- ・協議会規約は、資料－１のとおり決定しました。
- ・本協議会は、国土交通省近畿地方整備局・国土交通省近畿運輸局・大阪府・大阪市・兵庫県・神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・阪神高速道路株式会社の１０機関で構成されています。
- ・協議会の役員
会 長：国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所所長 新 一真
副 会 長：国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所事業対策官 西浦 喜代四
会計監事：大阪府土木部交通道路室道路整備課長 近藤 英生

（２）その他

- ・出来るだけ早期に社会実験を実施するため、関係機関で社会実験内容について調整を進める。
- ・調査及び広報の計画作成に着手することになりました。

４．その他

会議資料及び開催結果（概要）は、当日中に兵庫国道事務所ホームページに掲載する予定です。（<http://www.hyogo-wo.go.jp>）

国道43号沿道環境改善に向けた社会実験協議会規約

（名 称）

第1条 この会の名称は、「国道43号沿道環境改善に向けた社会実験協議会（以下「協議会」という。）」という。

（協議会の構成）

第2条 協議会は、国土交通省近畿地方整備局、国土交通省近畿運輸局、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、阪神高速道路株式会社の構成員（別紙のとおり）をもって組織する。

（目 的）

第3条 協議会は、一般国道43号の沿道環境改善を図るため、阪神高速を活用した環境ロードプライシング社会実験を実施し、交通実態の変化や沿道環境改善効果等を検証することを目的とする。

（事 業）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）実験計画の作成に関すること。
- （2）実験の実施に関すること。
- （3）実験結果の検証に関すること。
- （4）その他、協議会の目的達成に関すること。

（役 員）

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）会計監事 1名

（役員の選任）

第6条 役員は、協議会において選出する。

（役員の任期）

第7条 役員の任期は、本社会実験にかかわる事業が終了する日までとする。

（役員の職務）

第8条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 会計監事は、会計を監査する。

（会 議）

第9条 協議会は、会長が招集する。

- 2 議長は、会長がこれに当たる。
- 3 協議会は、構成員の半数以上の出席により成立する。
- 4 議事は、出席構成員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 協議会に、オブザーバーとして関係行政機関の職員の出席を求めることができる。

（事 務）

第10条 協議会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所・大阪国道事務所が担当する。

- 2 協議会の事務については、構成団体に委託することができる。

（有効期間）

第11条 本規約の有効期間は、本社会実験にかかわる事業が終了する日までとする。

（補 則）

第12条 この規約に定めのない事項については、協議会の決定するところによる。ただし、軽易なものについては会長の決定するところによる。

附則 この規約は、平成18年3月10日から施行する。

国道43号沿道環境改善に向けての社会実験協議会

構 成 員

(順不同、敬称略)

団 体 名	所 属 部 課	氏 名	備 考
国土交通省近畿地方整備局	道路部道路計画第二課長	田中 基裕	
	道路部計画調整課長	橋本 拓己	
	兵庫国道事務所所長	新 一真	会 長
	大阪国道事務所事業対策官	西浦 喜代四	副 会 長
国土交通省近畿運輸局	交通環境部環境・安全課長	中川 哲夫	
	自動車交通部貨物課長	高谷 芳樹	
大阪府	土木部交通道路室道路整備課長	近藤 英生	会計監事
大阪市	計画調整局計画部幹線道路担当課長	太田 誠三	
兵庫県	県土整備部土木局道路計画課長	網谷 喜明	
神戸市	建設局道路部計画課長	山崎 聡一	
尼崎市	都市整備局計画部長	佐藤 博	
西宮市	都市局都市計画部長	池谷 敬一郎	
芦屋市	建設部参事(都市計画担当部長)	佐田 高一	
阪神高速道路株式会社	交通環境室環境企画グループ長	角野 正	
	交通環境室環境技術グループ長	山口 良弘	
	計画部調査グループ長	立石 泰三	
事務局	近畿地方整備局 兵庫国道事務所 調査課 " 大阪国道事務所 地域調整課		

オブザーバー

団 体 名	所 属 部 課	氏 名	備 考
大阪府警察本部	交通部交通規制課交通対策担当課長補佐	森田 潤二	
兵庫県警察本部	交通部交通規制課課長補佐	川田 博幸	